

三重県食の安全・安心確保に関する検討会議概要

日時 平成20年8月28日(木)

10:00~11:45

場所 JA健保会館3階大会議室

1. 三重県食の安全・安心確保基本方針(案)について

[資料1に基づき、事務局より説明]

(委員)

基本方針の趣旨が分かりにくい。もう少し単純明快な表現にできないか。

食の安全・安心確保のために実施すべき施策、3「合理的な選択」の合理的という言葉に違和感を覚える。

(事務局)

趣旨については、委員のおっしゃるとおり、県民の皆さんにも分かりやすくなるよう訂正させていただく。

「合理的な選択」については、用語解説で説明している内容を合理的という言葉で表現している。

(委員)

理屈に合うという意味では、いろいろなとり方ができる。そういう意味合いであれば理解できる。

(委員)

印などによって用語解説があることを表記して、用語解説を見ていただくようにしてはどうか。

(委員)

それもよいが、できるだけ用語解説を使わないで文章をつくるようにして欲しい。

(事務局)

整理のうえ、検討する。

(委員)

食の安全・安心確保のために実施すべき施策、2食品関連事業者が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備、(2)食品関連事業者への情報提供のところ、情報を利用しやすい形とはどのようなものか。

また、(4)自主的な情報発信等に対する支援のところ、事業者への支援とはどのようなものか。

(事務局)

「利用しやすい形」については、関係法令が複雑で分かりにくいという意見を受けて、例えば、みえの食品安全・安心表示ガイドライン(生菓子編)を作成し、説明会を開催している。また、食の信頼回復サポート事業として、アドバイザーを派遣するなど、事業推進のための情報を提供している。

「事業者への支援」については、研修会、個別の相談会などソフト面での支援を実施している。

(委員)

食の安全・安心確保のために実施すべき施策、3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備、(3) 相談対応の充実のところ、県民からの相談に迅速に対応しますとあるが、どういうことか。

(事務局)

桑名・津・伊勢の保健所の食の安全・安心監視課において、食品衛生法とJAS法を含めた相談窓口を設置している。

本庁においては、健康危機管理室に食品表示グループを設置し、総合的に対応している。

(委員)

食の安全・安心確保のために実施すべき施策、2 食品関連事業者が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備(4) 自主的な情報発信等に対する支援のところ、各種表示制度とは何か。

(事務局)

代表的なものとしては、「みえの安心食材表示制度」がある。

(会長)

基本方針については、パブリックコメントの意見、今日の委員の意見を踏まえて、必要な修正を加えた上で、次回最終案を提示して欲しい。

2. 条例の規制条項に関する規則について

[資料2に基づき、事務局より説明]

(委員)

三重県の自主回収報告事例があるが、この情報はどのように入手したものか。

(事務局)

管轄の保健所が窓口となっており、そこに報告のあったもので、基本的には、事業者から自主的に届出されたものである。

(委員)

報告義務者となる側にとって、報告が必要か否かの判断が非常に困難になると思われる。流通過程も複雑になっている。今後、実務レベルでどのように周知を図っていくのか。

実務レベルの説明にはいろんなケースを落とし込んで実施して欲しい。

(事務局)

対象となる事業者には趣旨を理解いただくため、地域ごとの説明会を開催したい。

ガイドラインの作成やチラシ、パンフレットなどを利用して説明していきたい。

(会長)

それぞれの事業者によって状況が違うと思うので、事業者が自らガイドラインを策定するよう行政の働きかけや指導が必要ではないか。一般論だけでは対応できないと思う。

(委員)

まだ規制力が弱いと思う。罰則を盛り込むことはできないか。

(事務局)

議会で検討されたが、罰則については盛り込まれない条例となった。

(委員)

事業者の自主的な報告後の処置、ケアについてはどうなるのか。

(委員)

自主回収の報告、公表により、自主回収が減るのではないかと心配している。

公表されると、風評被害が心配され、小規模事業者だと死活問題となる。

我々、事業者としては、安全・安心も当然大切だが、安定的に供給するという使命も持っている。より安全で安心なものはお金を出せば手に入る状況だが、安定供給のためには一般栽培物の生産が必要である。安全・安心がコストに結びついてくることを認識して欲しい。

罰則を強くすれば、消費者には安全かもしれないが、県内の生産者がいなくなってしまう可能性があることを消費者の方々にも知っていただきたい。生産振興のことも考え、バランスを考えていただきたい。

罰則強化の話もあるが、事業者からすると、自主回収して報告、公表となると、風評被害の恐れがあるので、大きなペナルティとなる。風評被害が出ると、事業の存続にかかわるので、事業者にとっては決してやさしい条例ではない。

(事務局)

昨年の問題があり、再発防止に向けていろいろな議論があったが、未然防止が重要と考える。菓子業界の実態調査でも小規模事業者が多く、事業者の自主的な取組支援が必要と考えている。その自主的な取組への支援の一環として、自主回収に関しては、保健所にて原因の追究により再発防止を図る指導を実施している。条例の第25条でも回収に係る指導ということで、回収に関する指導に加え、未然防止の指導も含むと考えている。

(委員)

規則案(3)が分かりにくい。もう少し的確な事例であれば分かりやすいのではないかな。

(事務局)

もう少し分かりやすい表現を検討したい。

(委員)

罰則という意見も出たが、最終的には事業者が自らやるしかない。規則の検討だと、細かい視点になってしまうが、条例の総則に立ち返って、自主的に取り組むということを出して啓発していくべきである。ペナルティになるような印象を与えないようにしなければ、自主性が育たない。自主的な取組・正直な取組は、消費者のためでもあり、かつ事業者のためにもなるということを知らせるべきである。出てくる芽を摘んでしまうことにならないようにしていただきたい。

実際の運用では、事業者は悩むと思う。そこは、県が整理して、総則に基づいて事業者が自主的な取組を広げていけるようお願いしたい。

(委員)

罰則は厳しくしてもきりが無い。総則の意図は、県民・事業者・行政の3者がお互い勉強しあって、学習や情報提供をしていくことに重点があると思うので、それを生かしていくことが必要と思う。

(会長)

いろいろな意見をいただいたので、規則に盛り込む内容に関しては、今日の議論を踏まえて、事務局でまとめて次回最終案を示していただきたい。

3．その他（三重県食の安全・安心確保のための専門委員の設置について）

〔資料3に基づき、事務局より説明〕

（委員）

特に意見なし。

（会長）

今後、今の提案の方向で進めていただきたい。

4．今後のスケジュールについて

〔事項書に基づき、事務局より説明〕

（事務局）

9月12日（金）14時から水産会館にて開催する予定。

（以上）